

【介護給付費の過誤処理について】

1 過誤とは

国保連合会で支払いが確定した後で、請求に誤りがあった等の場合に事業所から保険者へ申立をして、給付実績を取り下げる処理です。

2 過誤が発生するものの例

- ・サービスの提供回数や日数を間違えた
- ・加算の請求をしなかった、または出来ないのにしてしまった
- ・公費請求の対象者なのに公費請求をしなかった
- ・軽減対象者なのに軽減での請求をしなかった など

3 過誤申立ての提出先

釧路市介護高齢課介護給付担当（防災庁舎 3 階 24 番窓口）

(1) 提出書類

介護給付費過誤申立書

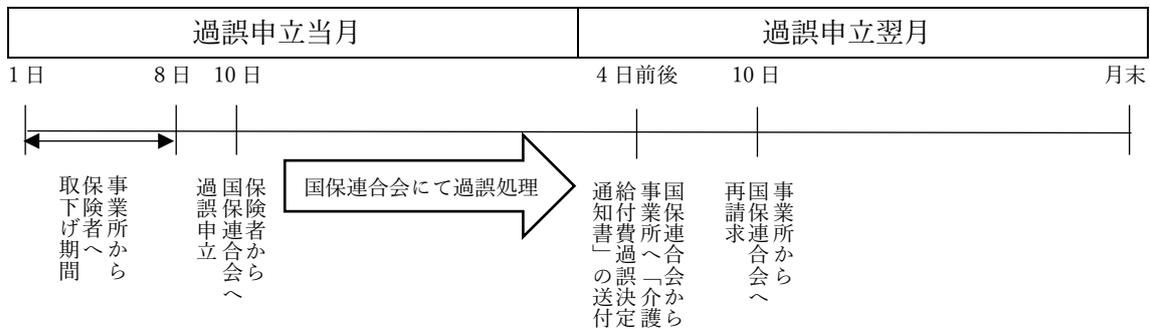
（ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護>サービスの利用>介護保険に関する申請書）

(2) 過誤申立提出締切日

毎月 8 日（土日祝日の場合はその前日）までに提出してください。

4 過誤申立ての流れ

毎月期日までに提出いただいた過誤申立書は 10 日までに過誤申立情報を国保連合会へ送信します。その後、国保連合会にて当初の請求が取り下げられ、国保連合会より事業所へ「介護給付費過誤決定通知書」が送付されますので、通知が届いた後に再請求が可能となります。



留意事項

- ※ 過誤申立は誤った箇所だけを取り下げるのではなく、個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取下げることになりますのでご注意ください。
- ※ 給付管理票については過誤での取下げはできませんので、誤りがあった場合は「修正」で国保連合会へ提出してください。
- ※ 同一審査月に、同一被保険者の同一提供月の「給付管理票の修正」と事業所からの「過誤の申立」は同時に行えません。過誤申立が優先処理となり、給付管理票は返戻となりますので、事業所間での調整をお願いします。
- ※ 通常のサービス提供分の請求金額と過誤申立をした金額での差し引きで報酬が支払われますので、過誤で取下げた金額が通常請求より多い場合、マイナス分を国保連へ一括で支払うこととなりますので、過誤件数が多い場合などご注意ください。